

上野原市外部公益通報の処理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づく労働者等（法第2条第1項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）による外部公益通報の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章の規定に基づき設置される市の執行機関をいう。
- (2) 通報対象事実等 市の機関が処分（命令、取消しその他の公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他の処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有し、法令等において違反となる行為の事実のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 法第2条第3項に規定する通報対象事実

イ 人の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる条例の規定に違反する行為に関する事実（犯罪行為の事実又は過料、処分若しくは勧告等の理由とされている事実に限る。）

- (3) 外部公益通報 労働者等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、役務提供先（法第2条第1項に規定する役務提供先をいう。以下同じ。）又は当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員（同項に規定する役員をいう。）、従業員、代理人その他の者について通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしている旨を当該市の機関に対して行う通報のうち、当該通報対象事実等についての法第3条第2号又は法第6条第2号に定める公益通報をいう。

- (4) 外部公益通報に準ずる通報 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者が、通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしている旨を市の機関に対し、法第3条第2号に掲げる要件を満たして通報するもの

イ 労働者等又は事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者が、通報対象事実以外の法令違反の事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、市の機関に対し、法第3条第2号に掲げる要件を満たして通報するもの

(5) 通報者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 外部公益通報又は外部公益通報に準ずる通報（以下「外部公益通報等」という。）

をした者

イ 外部公益通報等を行うとの意思に基づき通報をした者

(6) 所管課 外部公益通報等がなされた通報対象事実等に係る事務を所掌する部署をいう。

(組織体制等)

第3条 通報の処理、調査の実施、その他外部公益通報に関する業務の適正な執行を管理するため、外部公益通報総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、副市長をもって充てる。

2 総括責任者は、前項に規定する業務を外部公益通報責任者（以下「通報責任者」という。）に行わせることができるものとし、通報責任者は所管課の長をもって充てる。

3 通報責任者は、所管課の職員の中から通報担当者を指定する。

4 通報担当者は、通報責任者を補佐し、所管課における通報の管理、通報者等との連絡その他通報への対応に関する事務を行う。

(通報の受付等)

第4条 通報の受付は、生活環境課において行う。ただし、所管課においてもこれを受け付けることができる。

2 生活環境課及び所管課（以下「通報窓口」という。）は、窓口、書面、電子メール、電話その他適切な方法により、通報を受け付ける。

3 通報窓口は、通報を受け付けたときは、上野原市外部公益通報受付票（様式第1号）により、当該通報への対応に必要な事項を当該通報者等に確認する。ただし、当該通報者等がこれに同意しないとき又は確認することが困難であるときは、この限りでない。

4 通報窓口は、前項本文の確認をするときは、当該通報に関する秘密は保持されること、通報者等の個人情報は保護されること及び通報の受付後の手続きの流れに関することについて説明する。

5 通報対象事実等について、市の機関が処分又は勧告等をする権限を有しないものであるときは、通報窓口は、当該通報者等に対し、当該通報対象事実等について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示する。

6 生活環境課は、第1項本文の通報を受け付けたときは、第3項本文の確認後、速やかに当該通報を所管課に引き継がなければならない。

7 所管課は、第1項ただし書の規定により通報を受け付けたときは、その旨を生活環境課に報告す

る。

(情報提供の処理)

第5条 所管課は、労働者等又は事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者以外の者から、通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報が処分又は勧告等をする権限を有する市の機関になされた場合、当該通報が、通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由をもってなされたものであると認めるときは、有益な情報提供として取り扱い、必要な処理を行うよう努める。

(通報者等への通知)

第6条 所管課は、第4条第1項の規定により通報を受け付けたとき、又は同条第6項の規定により引き継ぎを受けたときは、法の趣旨並びに市が有する法令上の権限及び所掌事務を踏まえて当該通報に対応する必要性について十分検討し、これを外部公益通報等として受理するときはその旨を、受理しないときはその旨及びその理由を生活環境課に報告するとともに、上野原市外部公益通報受理（不受理）決定通知書（様式第2号）により遅滞なく当該通報者等に通知する。ただし、通報者等が当該通知を望まないときは、この限りでない。

(調査の実施)

第7条 所管課は、前条の規定により受理した外部公益通報等について

、通報に関する秘密を保持するとともに、通報者等が特定されないよう十分に留意し、総括責任者の指揮の下に、速やかに必要かつ適切な方法により調査を行う。

2 所管課は、前項に規定する調査中に、当該外部公益通報等に係る通報対象事実等について、市の機関が処分又は勧告等を行う権限を有しないことが明らかになったときは、調査を取りやめ、当該通報者等に当該通報対象事実等に係る処分又は勧告等する権限を有する行政機関を教示する。この場合において、市は、法令の適正な執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に支障がない範囲において、自ら作成した当該通報に係る資料を当該通報者等に提供する。

(調査結果に基づく措置の実施等)

第8条 所管課は、前条第1項に規定する調査を行った結果、当該外部公益通報等に通報対象事実等があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）を講ずる。

2 所管課は、前項に規定する処理の終了後、上野原市外部公益通報調査結果及び措置票（様式第3号）を生活環境課に提出する。

(調査結果等の通知)

第9条 所管課は、第7条第1項に規定する調査の結果及び前条第1項の規定による措置の内容を、業務の適正な執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に支障がない範囲において、上野原市外部公益通報調査結果及び措置通知書（様式第4号）により遅滞なく当該通報者等に通知する。ただし、通報者等が当該通知を望まないときは、この限りでない。

(責務等)

第10条 総括責任者、通報責任者及び通報担当者は、外部公益通報等に関する業務を行うときは、法、公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）（令和4年6月1日消費者庁）及びこの告示の趣旨にのっとり、通報者等の保護に配慮するとともに、調査の対象となる者の権利を不当に侵害することのないよう、公正かつ誠実に行わなければならない。

- 2 外部公益通報等又はこれに関する相談及び調査（以下「通報等」という。）への対応に関与した職員（以下「通報等に関与した職員」という。）は、正当な理由がなく、通報等に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 職員は、通報者等を特定した上でなければ調査を行うことができない等のやむを得ない場合を除いて、通報者等を特定しようとする行為を行ってはならない。
- 4 通報等に関与した職員は、通報者等を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有してはならない。
- 5 通報等がなされた事案に係る職員は、当該通報事案の対応に関与してはならない。
- 6 市は、前各項の規定に違反した者に対し、適切な措置をとる。

(通報対応終了後の支援)

第11条 市は、通報対応の終了後においても、通報者等からの相談等に適切に対応するとともに、通報者等が、通報をしたことを理由として、事業者から解雇その他の不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル等を紹介する等、通報者等の保護に係る必要な支援を行うよう努める。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。